

平成24年9月12日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の
一部を改正する省令案について
(平成24年9月12日 諮問第27号)

[23GHz帯無線伝送システムの技術基準の制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、廣江係長)

電話：03-5253-5786

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(臼井課長補佐、伊藤係長)

電話：03-5253-5810

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

地上デジタル放送への完全移行に伴うデジタル難視聴地域の解消や災害などによるケーブルテレビの幹線伝送路の切断箇所の応急復旧など、23GHz 帯無線伝送システムを用いて、効率的にネットワークを構築したいというニーズが高まっている。

このため、情報通信審議会において「ケーブルテレビシステムの技術的条件」について審議を行い、本年6月19日に「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」に関して一部答申を受け、同答申に沿って固定局及び陸上移動局の技術的条件等の規定の整備を行うものである。

なお、23GHz 帯無線伝送システムの利用イメージは別紙のとおりである。

2 改正省令の概要

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案の概要は、次のとおりである。

(1) 23GHz 帯無線伝送システムの固定局

23GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の技術基準等を整備（無線設備規則第58条の2の11、同別表第2号、同別表第3号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、同別表第1号）

(2) 23GHz 帯無線伝送システムの陸上移動局

23GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の技術基準等を整備（無線設備規則第49条の32、同別表第2号、同別表第3号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条、同別表第1号）

3 施行期日

平成24年9月 公布・施行（予定）

1. 23GHz 帯無線伝送システムの利用イメージ及びシステム概要

(1) 固定局

地上デジタル放送への完全移行に伴うデジタル難視聴地域における伝送手段としても利用可能。

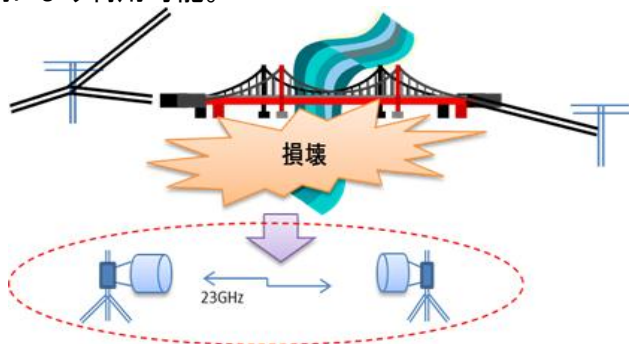


周波数	23.2～23.6GHz
チャンネル数	最大 65ch
伝送距離	5km 程度
空中線電力	最大 1W

(2) 陸上移動局

○汎用可搬型

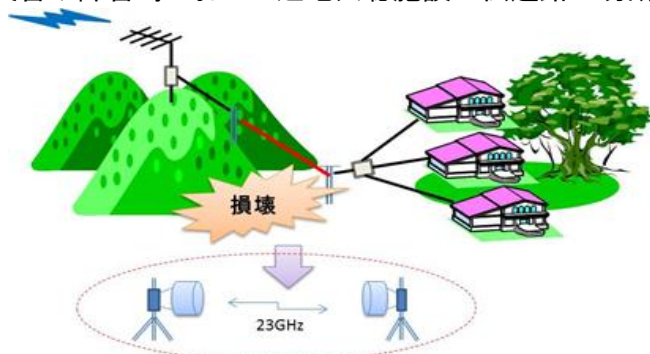
災害時による橋梁の損壊等において、ケーブル伝送路の切断箇所を応急復旧するため一時的な使用により利用可能。



周波数	23.28～23.52GHz
チャンネル数	最大 40ch
伝送距離	5km 程度
空中線電力	最大 500mW

○辺地用可搬型

災害や障害時において辺地共聴施設の伝送路の切断箇所を一時的に復旧するため利用可能。



周波数	23.2～23.6GHz
チャンネル数	最大 65ch
伝送距離	数百 m 程度
空中線電力	最大 5mW

2. 主な省令改正事項

省令	主な改正事項	
無線設備規則	固定局	変調方式(64値直交振幅変調及び直交周波数分割多重方式)を追加
	陸上移動局	通信方式(単向通信方式、複信方式及び同報通信方式)を新たに規定 空中線系(直径10cmのパラボラアンテナと同等以上)を新たに規定 変調方式(振幅変調、周波数変調、4相位相偏移変調、16値直交振幅変調、64値直交振幅変調及び直交周波数分割多重方式)を新たに規定
特定無線設備の技術基準の適合証明等に関する規則	固定局	技術基準適合証明の対象となる特定無線設備とする。
	陸上移動局	

平成24年9月12日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成24年9月12日 諮問第28号)

[23GHz帯無線伝送システムの陸上移動局の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅井周波数調整官、渡辺係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(23GHz帯無線伝送システムの陸上移動局の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

23GHz帯(23.2~23.6GHz)無線伝送システムは、有線での伝送が困難な地域におけるケーブルテレビの中継伝送に利用されているが、固定局としての運用に限られているところである。災害等により有線が途切れた場合、ケーブルテレビの応急復旧に迅速かつ柔軟に対応するため、固定局としての運用に加えて陸上移動局(可搬型)として運用したいニーズが高まっている。

このような背景を受け、23GHz帯無線伝送システムの陸上移動局導入を可能とするため、周波数割当計画の一部変更を行うものである。

2 改正概要

23GHz帯無線伝送システムに割り当てられている周波数帯(23.2-23.6GHz)に、固定業務に加えて移動業務を追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成 24 年 9 月 12 日

認定放送持株会社の認定について
(平成 24 年 9 月 12 日 諮問第 29 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5793

認定放送持株会社の認定について

1 経緯・概要

「日本テレビ放送網(株)」、「(株)BS日本」、「(株)CS日本」の三社は、経営の効率化等を図るため、平成24年10月1日付で、「日本テレビホールディングス(株)」を認定放送持株会社とするグループ再編を行う予定。

このため、日本テレビから、所要の申請があった。

審査の結果、関係法令に適合していると認められるため、認定を行いたいもの。

2 申請の概要

申請対象会社の名称：日本テレビ放送網(株)

(平成24年10月1日付けで「日本テレビホールディングス(株)」に名称変更予定)

代表者：代表取締役社長 大久保 好男

資本金：186億円

主たる出資者：(株)読売新聞グループ本社 15.21%、読売テレビ放送 6.3%

子会社となる基幹放送事業者の名称：

- ・日本テレビ放送網(株)（地上基幹放送事業者）
- ・(株)BS日本（衛星基幹放送事業者：BS放送）
- ・(株)シーエス日本（衛星基幹放送事業者：東経110度CS放送）

3 審査の概要

放送法第159条第2項第1号（申請対象会社が株式会社であること）、第2号（申請対象会社が基幹放送事業者でないこと）、第3号（申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれること）、第4号（申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること）及び第5号（欠格事由に該当しないこと）への適合性について、いずれも適合している。

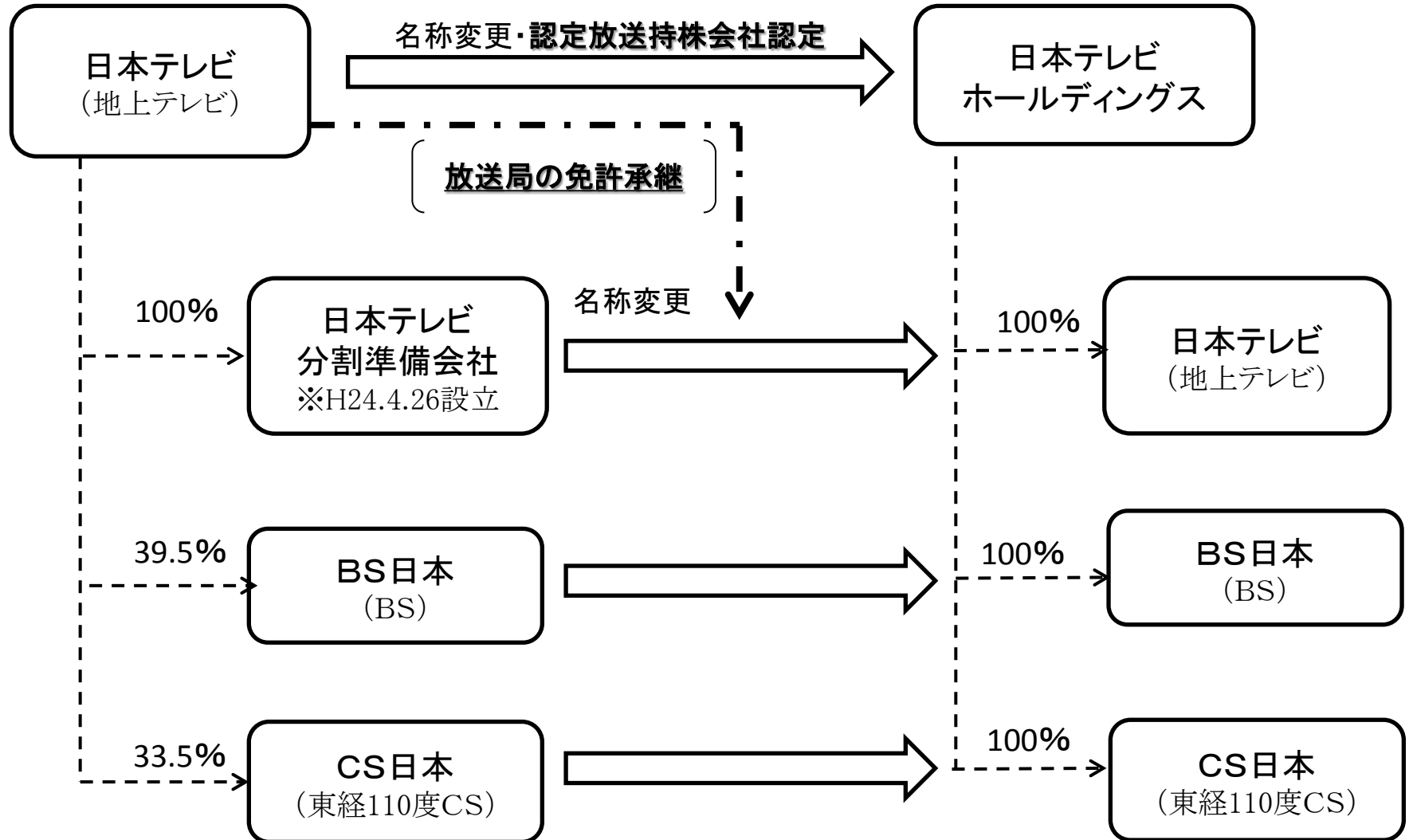
(参考資料)

日本テレビの認定放送持株会社化のイメージ図

日本テレビの認定放送持株会社化のイメージ図

<現 状>

<認定放送持株会社移行後>
H24.10.1(予定)



平成 24 年 9 月 12 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成 24 年 9 月 12 日 諮問第 30 号)

[インマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備及び
1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(渡辺課長補佐、宮良係長)

電話：03-5253-5816

電波法施行規則等の各一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

(1) インマルサットB G A N型航空機搭載用無線設備の導入

現在、我が国では、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N (Broadband Global Area Network) 型システムについて、携帯端末用、車載用及び船舶搭載用のサービスが提供されているところである。

今般、航空機内インターネット接続等を可能とするインマルサットB G A N型航空機搭載用無線設備（英国インマルサット社のサービス名称「Swift Broadband」）を我が国でもサービス提供を可能とするため、電波法関係省令の一部改正を行うものである。（「別添1」参照）。

(2) 1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入

大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が改めて認知され、災害に対する備え等のために衛星携帯電話へのニーズが高まっている。

このような背景を踏まえ、我が国において、1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話（スラヤ衛星携帯電話）のサービス提供を可能とするため、電波法関係省令の一部改正を行うものである。（「別添2」参照）。

2 省令改正の概要

(1) インマルサットB G A N型航空機搭載用無線設備の導入

ア 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ・ インマルサットB G A N型航空機搭載用無線設備の技術基準を定めること。
- ・ その他規定の整備をすること。

（第24条、第49条の24、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）

(2) 1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入

ア 電波法施行規則の一部を改正する省令案

- ・ 1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局の技術基準を特定無線局の無線設備の規格に追加。（第15条の3関係）

イ 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ・ 1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局の技術的条件を定めること。（第14条の2、第24条、第49条の23の2、別表第2号及び別表第3号関係）

ウ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

- ・ 1.5/1.6GHz 帯を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局を技術基準適合証明等の対象に追加。(第2条関係)

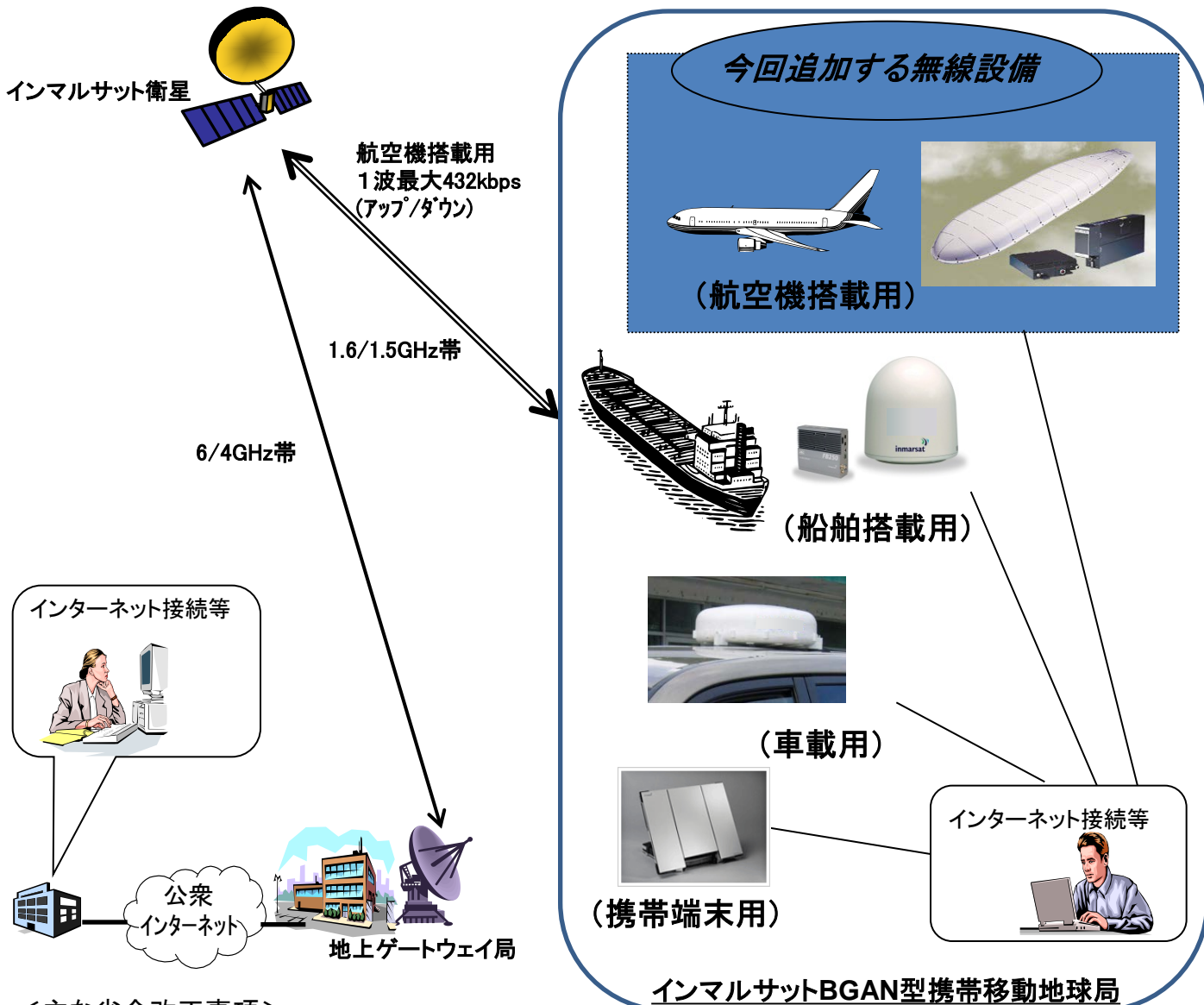
3 施行時期

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

インマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備の導入

【改正の概要】

- 現在、我が国ではインマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN(Broadband Global Area Network)型システムについて、携帯端末用、車載用及び船舶搭載用のサービスが提供されているところである。
- 今般、航空機内インターネット接続等を可能とするインマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備(英国インマルサット社のサービス名称「Swift Broadband」)を我が国でもサービス提供を可能とするため、電波法関係省令の一部改正を行うものである。



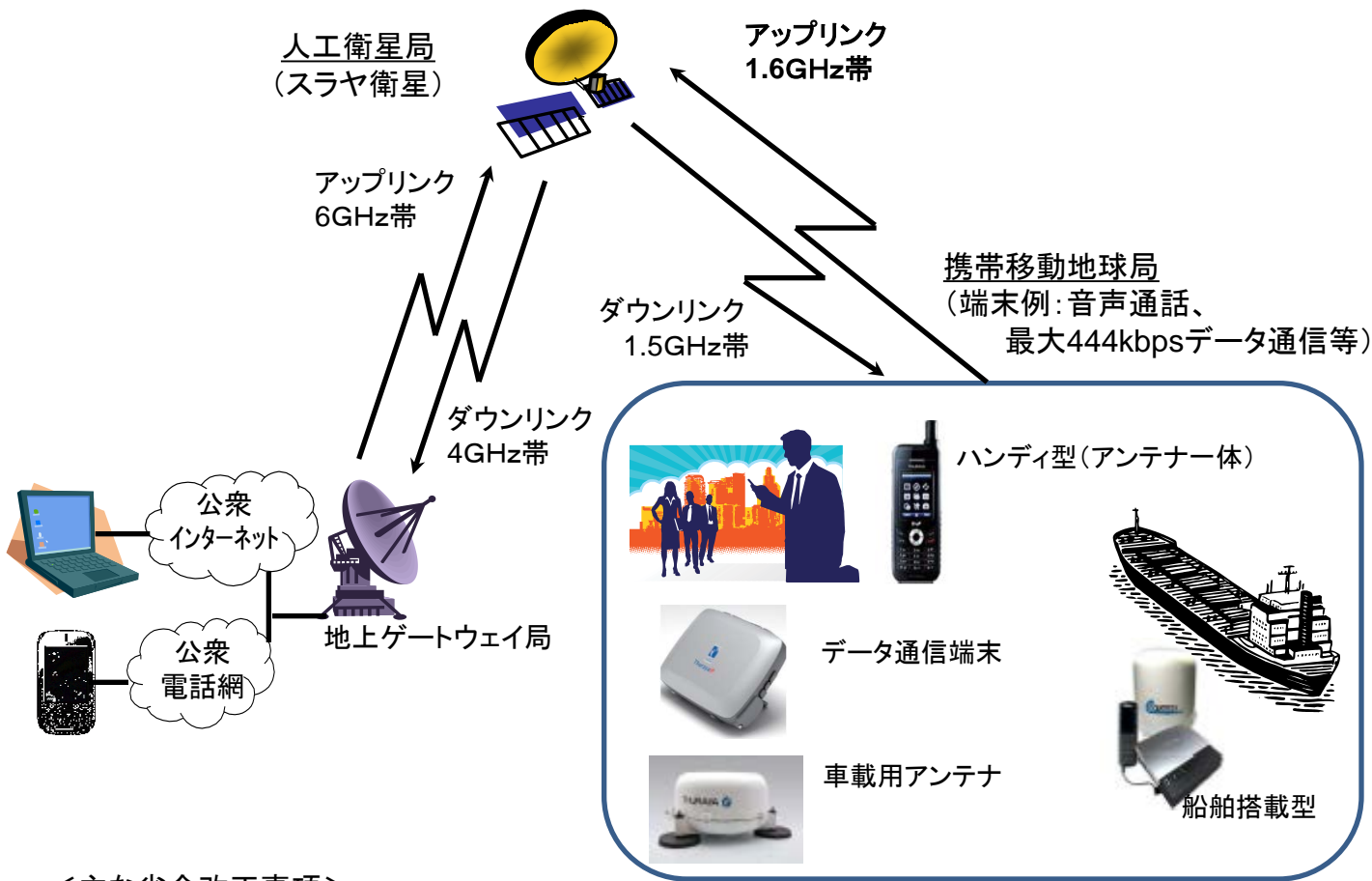
<主な省令改正事項>

省令	改正内容
無線設備規則	インマルサットBGAN型航空機搭載用無線設備の技術基準を定めること。その他規定の整備をすること。 (第24条、第49条の24、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係)

1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入

【改正の概要】

- 大規模災害時における衛星携帯電話の有用性が改めて認知され、災害に対する備え等のために衛星携帯電話へのニーズが高まっている。
- このような背景を踏まえ、我が国において、1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話(スラヤ衛星携帯電話)のサービス提供を可能とするため、電波法関係省令の一部改正を行うものである。



<主な省令改正事項>

省令	改正内容
電波法施行規則	1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局の技術基準を特定無線局の無線設備の規格に追加。(第15条の3関係)
無線設備規則	1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局の技術的条件を定めること。(第14条の2、第24条、第49条の23の2、別表第2号及び別表第3号関係)
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の携帯移動地球局を技術基準適合証明等の対象に追加。(第2条関係)

平成24年9月12日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について
(平成24年9月12日 諮問第31号)

[1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(浅井周波数調整官、渡辺係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話の導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

東日本大震災や台風・大雪等の災害を受けて、地方自治体や企業においては、災害に強い衛星通信システムのニーズが高まっているところである。

このような背景を受けて、1.5/1.6GHz帯を使用する新たな衛星携帯電話（スラヤ衛星携帯電話）システムの導入を可能とするため、周波数割当計画の一部変更を行うものである。

2 改正概要

スラヤ衛星携帯電話（携帯移動地球局）への周波数割当てを可能とするため、周波数割当表の別表4（船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表）にスラヤ衛星携帯電話の使用する周波数表の追加等を行う。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。